

再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議の開催について

平成26年4月11日
閣議口頭了解
平成29年4月4日
一部改正
令和5年6月6日
一部改正

1. 責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現等の推進に関する事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、経済再生担当大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。